

お知らせ

平成 30 年 2 月 20 日
九州電力株式会社川内原子力発電所 1 号機の特定重大事故等対処施設の
工事計画認可申請書に係る補正書を提出しました

— 「新たに設置する建屋等」に係る申請について記載の適正化等を実施 —

当社は、川内 1 号機の特定重大事故等対処施設の新たに設置する建屋並びに建屋内に設置する注水ポンプなどの大型機器等に係る工事計画認可[※]について、平成 29 年 8 月 8 日に原子力規制委員会へ申請しておりましたが、これまでの審査を踏まえ、記載の適正化等を図り、本日、同委員会へ補正書を提出しました。

当社は、今後も、国の審査に真摯かつ丁寧に対応するとともに、原子力発電所の安全性・信頼性向上に取り組んでまいります。

【主な補正内容】

- 火災防護設備、浸水防護施設の申請時期の変更
- 記載の適正化
- 誤字、脱字の修正

(参考) 川内原子力発電所の特定重大事故等対処施設に係る申請状況

| | |
|-------------------|----------------------------------------------------------|
| 平成 29 年 5 月 24 日 | 1 号機の工事計画認可申請 (原子炉補助建屋等に設置する設備) |
| 平成 29 年 7 月 10 日 | 2 号機の工事計画認可申請 (原子炉補助建屋等に設置する設備) |
| 平成 29 年 8 月 8 日 | 1 号機の工事計画認可申請 (新たに設置する建屋等) 2 号機の工事計画認可申請 (新たに設置する建屋等) |
| 平成 29 年 12 月 25 日 | 1 号機の工事計画認可申請 (原子炉補助建屋等に設置する設備) に係る補正書を提出 |
| 平成 30 年 1 月 31 日 | 1 号機の工事計画認可申請 (原子炉補助建屋等に設置する設備) に係る補正書を再提出 |

以上

※特定重大事故等対処施設を法令で定められている期限内に設置するため、工事計画認可申請の手続きを「原子炉補助建屋等に設置する設備」、「新たに設置する建屋等」、「新たに設置する設備等」の 3 つに分割しています。

ずっと先まで、明るくしたい。

「快適で、そして環境にやさしい」
そんな毎日子どもたちの未来につなげていきたい。
それが、私たち九電グループの思いです。